

(総合事業) デイサービスセンター さいたまロイヤルの園

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄光会が開設するデイサービスセンターさいたまロイヤルの園（以下「事業所」という。）の従業員が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター さいたまロイヤルの園
- 二 所在地 埼玉県さいたま市桜区大字五関396番地2
- 三 事業単位 1単位

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

事業所の従業員の管理を一元的に行うとともに、従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二 生活相談員 1名以上

利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との調整を行う。

三 看護職員 1名以上

利用者の健康状態を管理し、衛生上の指導及び心身の状況に応じた看護を行う。

四 介護職員 サービス提供時間を通じ1名以上

介護予防通所介護サービスの提供にあたる。

五 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むために必要な機能の回復及び維持のための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日（ただし、12月30日から翌年1月3日を除く。）
- 二 営業時間 午前8時30分から17時30分まで

(事業の単位及び利用定員)

第6条 事業の単位及び利用定員は、次のとおりとする。

- 一 単位 1単位
- 二 利用定員 50人

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第7条 介護予防通所介護サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額(他市町村の場合は、これに準ずる)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 一 食事の提供
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 送迎

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食事代 昼食700円、おやつ100円
- 二 おむつ代 実費
- 三 理美容代 実費
- 四 日用品費 実費
- 五 教養娯楽費 実費
- 六 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用 通常の実施地域を越えた地点から目的地までの往復の距離1kmにつき15円
- 七 記録等の複写代 1枚当たり10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市(桜区、南区、中央区、浦和区、西区)、志木市(上宗岡、中宗岡、下宗岡)とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること
- 二 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用すること
- 三 その他管理上必要な事項に協力すること

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、適切な処置を行うとともに、必要に応じ主治医及び利用者の家族への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 利用者に対する虐待を防止するための体制等は、次の各号のとおりとする。

- 一 3カ月に1回程度、虐待を防止するための委員会を開催する。
- 二 従業者に対する研修は介護職の責任者が計画し、年に2回以上行う。
- 三 虐待又は虐待が疑われる事案の発生を認識した場合は、速やかに上司に報告するものとする。

(その他運営についての留意点)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人栄光会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和元年12月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 5月 1日から施行する。